自家用電気工作物保守点検業務細目書

1　保安管理業務

乙が実施する甲の委託対象の電気工作物に対する保安の実務及び管理業務（以下「本業務」という。）は、次のとおりとする。

(1) 電気工作物に対する維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について甲に報告し、その改善策について助言すること。

(2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲若しくは電力会社等より連絡を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につきとるべき措置について報告すること。

その対応については、昼夜、休日を問わず、24 時間 365 日事故応動の体制をとり、原則 2 時間以内に到着することとし、又は雷、風水害等の発生が予測される場合は、迅速な対応が出来るよう事故応動体制を強化すること。

(3) 電気事業法第 107 条第 3 項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

(4) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

(5) 連絡責任者等に電気保安講習会を行うこと。

2　点検、測定及び試験の基準等

(1) 自家用電気工作物保守点検業務仕様書（以下「仕様書」という。）6 に基づく定期的な点検、測定及び試験は別表「点検、測定及び試験の基準」によるものとする。

(2) 仕様書 6（3）のうち、必要の都度行う臨時点検は次によるものとする。

次に掲げる電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行うものとする。

①高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物

②受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物

③その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物

(3) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行うものとする。

3　甲から乙への連絡

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容を速やかに乙に連絡するものとする。

(1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合

(3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合

(4) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合

(5) 電気工作物の維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
(6) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
(7) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
(8) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
(9) 電気の保安に関する組織を変更する場合
(10) 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
(11) 乙の執務時間内又は時間外における乙への連絡方法
(12) その他必要な事項

4　連絡責任者等

(1) 甲は、本業務の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名及び連絡方法を乙に通知するものとする。
(2) 甲は、前号の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、改めてその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
(3) 甲は、前各号に変更が生じた場合は、乙に通知するものとする。
(4) 連絡責任者又はその代務者は、原則として、乙の行う保安管理業務に立ち会うものとする。

5　実施日程等

(1) 乙は、本業務を原則として、平日の甲の執務時間に実施するものとする。ただし、年次点検について、平日に設備の停止が不可能な甲の施設の運用状況により休日又はその施設の休館日に業務の実施を行うことができる。
(2) 乙は、次の点検ごとに業務実施予定日を甲に対して、それぞれ次のとおり予め通知するものとする。
①月次点検（主として運転中の施設の点検、測定及び試験）については、実施予定日の１週間前まで
②年次点検（主として施設の運転を停止して行う点検、測定及び試験）については、実施予定日の１ヶ月前まで
(3) やむを得ない理由により、日程の変更が必要となった場合には、甲乙協議の上、新たな日程を定めるものとする。
(4) 年次点検等の実施において、電力会社等の分岐開閉器の開閉操作を行う場合の手続きは、乙が行うものとする。

6　委託場所内の立入り等

乙は、本業務を行うため、委託場所内に立ち入ることができるものとする。この場合において、乙は、甲の連絡責任者の了解を必ず得るものとする。

7　保安業務担当者の資格等

(1) 乙は、本業務に従事する者（以下「保安業務従事者」という。）には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
(2) 保安業務従事者は、本業務に従事することを示す腕章等着用するとともに、その証を常に携

行し、甲の求めがあった場合には提示しなければならない。

(3)保安業務従事者は補助者を同行させることができるものとする。

(4)乙は、選任した保安業務従事者については、書面をもって甲に通知するものとする。変更の場合も同様とする。

8　記録の確認

乙は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、甲の電気保安に関する書類、図面及記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

9　損害賠償の免責

乙は、業務の履行にあたり、甲及び第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(1)契約に基づき、協議決定した事項又は乙が報告、助言した事項について、甲が都合により実施しなかったことにより損害を生じた場合

(2)甲が法令又は契約に違反することにより損害を生じた場合

(3)その他甲の責に帰する事由により損害を生じた場合

１０　絶縁監視装置の設置、撤去等

甲の依頼により乙の所有する絶縁監視装置（以下「監視装置」という。）を設置又は撤去する場合については、次のとおりとする。

(1)甲は、乙の「監視装置」を設置する場所の提供、電話回線などの既存の施設の利用について、便宜を供するものとする。

(2)「監視装置」の甲への貸与、設置工事、保守に要する費用は、乙の負担とする。

(3)甲は、乙の「監視装置」を無断で移設、撤去、修理等を行わないものとする。

(4)「監視装置」の警報を甲の加入電話回線を利用して、乙の事業所に通報する場合の電話料は、甲が負担するものとする。

(5)乙は、契約を解除した場合は、「監視装置」を乙の費用負担で撤去するものとする。また、契約を満了とした場合も同様とする。

１１　記録の保存

乙が実施し報告した本業務の結果の記録等は、甲乙双方において３年間保存するものとする。

１２　備品等の整備

甲は、乙と協議の上、甲の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及消耗品等を整備するものとする。

１３　電気工作物以外の不安全施設に対する措置等

(1)本業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合は、甲乙協議の上、対応を決定するものとする。

(2)前号の不安全施設の改修が必要な場合には、その改修に必要な費用は、原則として甲が負担

するものとする。

(3) 乙は、甲と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことができる。

１４　契約の解除

(1) 次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができるものとする。

①甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合

②甲が委託料の支払いを遅滞した場合

③不安全施設が長期にわたり改修されないで本業務の実施ができないと認められる場合

(2) 前号のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、１ヶ月前迄にその旨文書により通知し、甲乙相互が合意したうえで解除できるものとする。

(3) 業務内容書 ２ に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

①廃止された場合

②外部委託先承認申請の承認を取り消された場合

③一般用電気工作物となった場合

④受電電圧が 7,000 ボルトをこえた場合

別表1

点検、測定及び試験の基準

No. 1

電気工作物		点検及び試験方法	月次点検	年次点検	
				定期点検	精密点検
引込設備	責任分界となる区分開閉器・引き込み線等架空電線、支持物、ケーブル	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○※1	○
		区分開閉器動作試験		○※1	○
		保護継電器動作試験		○※1	○
		保護継電器動作特性試験			○
受電設備	断路器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○※1	○
	遮断器・開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		動作測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	計器用変成器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	母線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	配電盤	外観点検	○	○	○
	制御回路	絶縁抵抗測定		○	○
		保護継電器動作試験			○
		保護継電器動作特性試験			○
		計器校正試験			○
	受電設備の建物・室、キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○
	設置装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		○※2	○
配電線路	配電装置、架空電線、支持物、ケーブル	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	断路器、遮断器、開閉器、変圧器、計器用変成器、電力用コンデンサ、その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
配電線路	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		○※2	○

No. 2

電気工作物		点検及び試験方法	月次点検	年次点検	
				定期点検	精密点検
非常用予備発電装置	原動機、付属装置	外観点検	○	○	○
		始動試験	○※3	○※3	○※3
		機関保護継電器動作試験		○※3	○※3
	発電機、励磁装置、接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器特性試験			○※3
		制御装置試験			○※3
		その他は受電設備に準ずること			
蓄電池装置	本体	外観点検	○	○	○
		液量点検	○	○	○
		電圧・比重測定		○	○
		液温測定			○
	充電装置、付属装置、接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○※2	○
電気使用場所の設備	電動機類、電熱装置、電気溶接機、照明装置、配線、配電器具、その他の機器、接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○※2	○
		絶縁監視装置	○※4		
		漏洩電流測定	○	○	○
		漏電引外し試験		○	
絶縁監視装置		設定値・設定値における誤差確認		○※4	○※4
		動作特性試験・警報発報動作試験		○※4	○※4
		自動伝送試験		○※4	○※4

注) (1)「外観点検」とは、主として目視により点検することをいう。
(2)※1を付した事項は、停電範囲により実施できないことがある。
(3)※2を付した事項は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。
(4)※3を付した事項は、乙が実施するほか、乙の指導を受けて甲が必要に応じて実施するものとする。
(5)※4「絶縁監視装置」を設置している施設については、その装置の機種に応じた点検及び試験を行う。